

○四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部公的研究費の不正使用防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、四天王寺大学、四天王寺大学大学院及び四天王寺大学短期大学部（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な管理及び適切かつ円滑な運営に資するため、本学における公的研究費の不正使用の防止及び不正使用の事案が生じた場合等の取り扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 構成員とは、本学の役員及び四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部専任教職員就業規則第2条に規定された教育職員及び事務職員、四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部特別任用教員および有期・無期職員就業規則第2条に規定された教育職員及び有期・無期職員、本学の施設・設備を利用して研究に携わる者及び本学の学生（研究生その他本学において就学する者を含む。）をいう。
- 3 教職員等とは、前項の者のうち公的研究の運営及び管理に関わる全ての者をいう。
- 4 公的研究費とは、国又は国が所管する独立行政法人等公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型資金をいう。
- 5 競争的資金とは、資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金をいう。
- 6 配分機関とは、国又は国が所管する独立行政法人等競争的資金等を配分する機関をいう。
- 7 公的研究費の不正使用とは、実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、競争的資金等の公募型の研究資金等の配分機関の定め、本学が定める諸規程等（以下「本学諸規程等」という。）に違反して公的研究費を使用することをいう。ただし、故意若しくは重大な過失によるものでないことが根拠をもって明らかにされた場合は、公的研究費の不正使用には当たらないものとする。
- 8 部局とは、本学の組織・分掌規程に定める学部、研究科、短期大学部、事務局、付属施設のことをいう。
- 9 部局の長とは、前項の部局の長をいう。
- 10 コンプライアンス教育とは、不正を事前に防止するために、公的研究費の運営、管理

に関わる全ての構成員に対し、公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、どのような行為が不正に当たるのかなどを理解させるために実施する教育をいう。

11 啓発活動とは、不正を起こさせない組織風土を形成するために構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学に、本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理並びに不正使用の防止に關し最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、学長とする。

3 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知するとともに、これを実施するために必要な措置を講じる。また、次条及び第5条に規定する統括管理責任者並びにコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理を行えるよう、適切にリーダーシップを發揮しなければならない。

4 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する教育研究評議会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について議論を深める。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理並びに不正使用の防止に關し本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、事務局長とする。

3 統括管理責任者は、本条第1項の責務を遂行するに当たり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に指示を与えるとともに、本学全体における対策の実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。

4 統括管理責任者は、本学における公的研究費の適正な運営及び管理並びに不正使用の防止のために、第10条に規定する公的研究費不正使用防止計画に基づき、教職員等に対し、公的研究費の事務処理手続に関する教育・研修及び不正使用の防止に関するコンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な計画を策定・実施する。

5 コンプライアンス教育や啓発活動の実施計画については、対象、時間・回数、実施時期、内容等を具体的に示す。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 公的研究費を取扱う各部局に、その公的研究費の運営及び管理並びに不正使用の防止に關し実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、当該部局の長とする。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の業務を行わなければならない。
 - (1) 当該部局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 不正使用防止を図るために、当該部局の教職員等に対して定期的にコンプライアンス教育・啓発活動を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 当該部局における公的研究費の管理と執行状況の把握を行い、必要に応じて改善を促す。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、前項の業務を補佐する者として、コンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を任命することができる。

（職名の公表）

第6条 前3条に定める職名はこれを公表する。

（ルールの明確化・統一化）

第7条 統括管理責任者は、この規程のもと、構成員に分かりやすい事務処理手続に関するルールを明確に定め、周知徹底し、統一的な運用を図る。

- 2 公的研究費に係るルールと運用の実態が乖離するのを避けるため、この規程の見直しを定期的に行い、原則、例外的処理は行わない。
- 3 ルールの明確化及び統一化の周知徹底を図るために、構成員対象の説明会を実施する。

（職務権限の明確化）

第8条 本学における構成員の権限と責任については、本学諸規程等に明確に規定されているため、公的研究費の事務処理における職務権限及び執行についてもその規程等を適用し、遵守するものとする。

（構成員の責務）

- 第9条 構成員は、公的研究費を適正に使用するとともに、不正使用を行ってはならない。
- 2 構成員は、本学における公的研究費の使用に関する行動規範（以下「行動規範」という。）及びその他関係法令等を遵守するとともに、コンプライアンス推進責任者及び副責任者の指示に従わなければならない。
 - 3 構成員のうち、公的研究費の運営・管理及び執行に関わる全ての者は、統括管理責任者が実施するコンプライアンス教育を受けるとともに、前項に定める事項を誓約するため、誓約書を学長に提出しなければならない。ただし、学長が、誓約書の提出を不要と認める

者は除くこととする。

4 前項に規定する誓約書を提出しない場合は、競争的資金等への申請を認められないほか、公的研究費の運営・管理及び執行に関わることができない。

5 構成員は、調査への協力要請があった場合は、これに協力しなければならない。

(公的研究費不正使用防止計画)

第10条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用を発生させる要因（以下「不正発生要因」という。）を把握し、その対応のため、具体的な公的研究費の不正使用防止計画（以下「公的研究費不正使用防止計画」という。）を策定し、自ら公的研究費不正使用防止計画の進捗管理に努める。

2 最高管理責任者は、率先して不正に対応することを本学内外に公表するとともに、自ら不正防止計画の進捗状況の管理に努めるものとする。

(研究費不正使用防止推進室)

第11条 最高管理責任者の下に、全学的観点から公的研究費不正使用の防止を推進するため、研究費不正使用防止推進室（以下「推進室」という。）を置く。

2 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 副学長
- (3) 地域連携・研究推進課長
- (4) 経理課長
- (5) 管財課長
- (6) 人事課長
- (7) その他推進室が必要と認める者

3 推進室に室長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

4 推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 公的研究費不正使用防止計画の企画及び立案に関すること。
- (2) 公的研究費不正使用防止計画の推進に関すること。
- (3) 公的研究費不正使用防止計画の検証等進捗管理に関すること。
- (4) コンプライアンス教育・啓発活動等の策定・実施に関すること。
- (5) その他公的研究費不正使用防止に関すること。

5 推進室の事務は、関係部局の協力を得て、地域連携・研究推進課において行う。

(公的研究費不正使用防止計画の実施)

第12条 各部局は、主体的に公的研究費不正使用防止計画を実施するとともに、推進室と連携及び協力するものとする。

(相談窓口)

第13条 公的研究費に係る事務処理手続及び使用ルール等に関する学内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

(告発窓口)

第14条 公的研究費の不正使用等（その疑いがあるものを含む。）に関する告発及び情報提供を受け付けるための窓口（以下「告発窓口」という。）を前条第1項に定める相談窓口とは別に置く。

- 2 告発窓口は、総務課とする。
- 3 最高管理責任者は、告発窓口の名称、場所、連絡先、告発の方法その他必要な事項を本学内外に周知する。

(告発の方法)

第15条 公的研究費の不正使用の疑いがあると思料する者は、何人も、告発することができる。

- 2 告発窓口への告発の方法及び情報提供は、書面、電話、ファクシミリ、電子メール又は面談などにより、直接告発窓口に行うものとする。
- 3 告発は原則として、顕名により、公的研究費の不正使用を行ったとする構成員・研究グループ等の氏名又は名称、不正使用の態様その他事案の内容が示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
- 4 告発窓口は、前項の一部又は全部に不備があるときは、当該告発の内容について、告発を行った者（以下「告発者」という。）に対して確認又は補正の指示をすることがある。
- 5 告発窓口は、告発等を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告するとともに、告発等を受け付けた旨を当該告発者に通知する。この場合において、電子メール、ファクシミリ、文書以外の方法で、告発等を受け付けたときは、当該告発者に口頭で受け付けた旨を連絡することにより通知を省略するものとする。
- 6 統括管理責任者は、前項前段の報告を受けたときは、本条第2項及び第3項の規定による告発の要件の具備を確認の上、速やかに当該告発等の内容を最高管理責任者に報告する。
- 7 最高管理責任者は、当該告発内容が法律等に違反するおそれがある場合は、関係機関に連絡するものとする。

8 告発の受付及び調査を担当する者は、自己と利害関係のある事案に関与してはならない。

(匿名告発等の取扱い)

第16条 前条に定めるもののほか、匿名による告発があった場合は、告発内容に応じ、顕名に準じた取扱いをすることができる。

2 新聞等の報道機関、学会等の研究者コミュニティその他の機関等から公的研究費の不正使用の疑いが指摘された場合は、前条第3項に準じて取り扱うものとする。

(守秘義務)

第17条 告発窓口の職員は、告発内容及び告発者の秘密を守るため、告発を受け付ける場合は、個室での面談又は電話若しくは電子メール等を告発窓口の担当職員以外に見聞されないように、適切な方法を講じなければならない。

2 告発窓口の職員及びこの規程に定める業務に携わる者は、業務上知ることのできた秘密を漏洩してはならない。構成員でなくなった後も、同様とする。

3 最高管理責任者は、告発者、当該告発の被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、秘密の保持を徹底しなければならない。

4 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得た上で、調査中にかかわらず当該告発に係る事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当事者の了解は不要とする。

5 最高管理責任者は、告発者及び被告発者に通知するときは、告発者、被告発者及び当該調査に協力した者等の人権、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第18条 学長は、告発したことを理由として、当該告発者の職場環境等が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。

2 構成員は、告発したことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 学長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、本学諸規程等に則り、処分を科すことがある。

(悪意に基づく告発)

第19条 何人も、悪意（被告発者を陥れるため若しくは被告発者が行う研究を妨害するた

め等、専ら被告発者に何らかの損害を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく告発を行ってはならない。

2 学長は、前項の告発を防止するため、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名を公表する。また、当該告発者に対し懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

（解雇等の禁止）

第20条 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇（労働者派遣契約その他の契約に基づき本学の業務に従事する者にあっては、当該契約の解除。以下同じ。）、配置転換、懲戒処分、降格、減給等不利益な取扱いを行ってはならない。

2 学長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置転換、懲戒処分、降格、減給等を行ってはならない。

（予備調査の実施）

第21条 最高管理責任者は、第15条第6項の報告を受けたときは、統括管理責任者に予備調査の実施を指示する。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者より予備調査の実施を受けた場合は、速やかに関係部局と共同して予備調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告する。

（本調査実施の決定）

第22条 最高管理責任者は、当該告発を受け付けた日から起算して30日以内に、予備調査の結果を踏まえて本調査の実施の要否を配分機関に報告するものとする。この場合において、被告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関に対しても調査実施の要否を通知するものとする。

2 最高管理責任者は、前項により本調査を実施することを決定した場合は、告発者及び被告発者（内部監査等において公的研究費の不正使用が判明した場合の調査の対象となる者を含む。以下同じ。）並びに被告発者所属部局の長に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

（1） 調査実施開始の事実

（2） 調査委員会委員の氏名・所属

（3） 異議申立ての受付期間・方法

3 最高管理責任者は、本条第1項により本調査を実施しないことが決定された場合は、その理由を付して当該告発者に通知するものとする。

4 最高管理責任者は、調査を行うことを決定したときから審査委員会の審査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発等された公的研究費の支出停止等必要な措置を講じることができる。また、配分機関から、被告発者の当該公的研究費の支出停止等を命ぜられた場合は、必要な措置を講じる。

(研究費不正使用調査委員会の設置)

第23条 最高管理責任者は、第15条の告発等について調査を必要と判断した場合は、研究費不正使用調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、不正の有無及びその内容、関与した者及び関与の程度、不正使用の相当額等について調査し、認定する。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 被告発者が所属する部局のコンプライアンス推進責任者
- (3) 当該事案に関連する業務を行う事務局の職員 若干名
- (4) 本学に属さない第三者（弁護士、公認会計士等） 若干名
- (5) その他最高管理責任者が必要と認める者 若干名

3 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

4 全ての調査委員会委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

5 調査委員会委員の任期は、当該事案について調査結果の内容が確定するまでの期間とする。

6 調査委員会は、委員の総数の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席した委員の3分の2以上の多数をもって決する。

(異議申立て)

第24条 第22条第2項の通知を受けた告発者及び被告発者は、調査委員会委員の構成について異議があるときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内に書面により、最高管理責任者に異議申立てをすることができる。

2 最高管理責任者は、異議申立てがあった場合は、その内容の妥当性を審査し、その結果により、当該異議申立てに係る委員を交代させることができる。

3 調査委員会委員長は、前項により委員を交代させたときは、告発者及び被告発者並びに被告発者所属部局の長に通知するものとする。

4 告発者及び被告発者は、前項の通知に対して異議申立てはできないものとする。

(調査の実施)

第25条 調査委員会は、次に掲げる調査を行う。

- (1) 被告発者及びその関係者（以下「調査対象者」という。）からの聴取り調査
 - (2) 関係資料、会計伝票等の閲覧調査
 - (3) 不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額、その他調査することが合理的と判断される事項
- 2 調査委員会は、前項の調査を可能な限り事前に調査対象者に通知するものとする。
- 3 調査対象者は、調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。
- 4 調査委員会は、調査の実施に対し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
- 5 調査委員会は、調査に当たって関係資料等の隠滅が行われるおそれがある場合には、調査対象者の研究室等において、調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は証拠となるような機器・資料等を保全する措置を取ることができる。また、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象となる公的研究費の使用停止を命ずることができるものとする。

(調査の対象)

第26条 調査の対象は、告発等のあった事案に係る公的研究費のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の公的研究費等を含めることができる。

(証拠の保全)

第27条 調査委員会は、調査に当たって、告発等のあった事案に係る公的研究費に関して、証拠となる資料、関係書類等を保全する措置をとる。この場合において、研究等が行われた研究機関等が本学でないときは、調査委員会は、当該研究機関等に同様の措置を依頼するものとする。

- 2 調査委員会は、証拠となる資料、関係書類等の入手が困難又は隠蔽が行われるおそれがある場合には、必要最小限の範囲で告発等された事案に係る研究活動の停止、調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は機器・資料等の保全措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるに当たっては、当該部局にその旨通知するものとする。
- 3 調査委員会は、前項及び第25条の措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。

(調査の中間報告)

第28条 最高管理責任者は、告発等された事案に係る配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第29条 調査委員会の調査において、被告発者が告発等に関する公的研究費の不正使用に係る弁明の機会において、当該公的研究費の使用が適正な方法及び手続に則って行われたことを、証拠となる資料、関係書類等を示して説明しなければならない。

2 調査委員会は、前項の説明責任の程度については、関係書類の保存状況等に応じて、判断するものとする。

(調査委員会の認定)

第30条 調査委員会は、前条第1項により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、公的研究費の不正使用か否かの認定を告発等の受付から210日以内に行う。この場合において、被告発者の研究体制、公的研究費の使用状況等さまざまな点から故意性を判断するものとする。

2 調査委員会は、前項に規定する認定に当たり、被告発者の自認を唯一の証拠として公的研究費の不正使用と認定することはできない。

3 調査委員会は、本条第1項に規定する認定において、公的研究費の不正使用が行われたものと認定したときは、その内容、公的研究費の不正使用に関与した者及びその関与の度合、不正に使用された公的研究費の額を認定するものとする。

4 調査委員会は、本条第1項に規定する認定において、公的研究費の不正使用が行われなかつたと認定した場合で、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この場合において、当該認定を行うに当たっては、当該告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会委員長は、前4項の認定が終了したときは、直ちに最高管理責任者にその結果を報告するものとする。

(通知)

第31条 最高管理責任者は、前条の結果を、次に掲げる者に通知するものとする。

- (1) 被告発者
- (2) 被告発者以外で公的研究費の不正使用に関与したと認定された者
- (3) 前2号に掲げる者が所属する部局の長
- (4) 告発者

(不服申立て)

第32条 公的研究費の不正使用と認定された被告発者は、調査結果の通知を受理した日から起算して14日以内に、最高管理責任者に対して不服申立てをすることができる。

- 2 前項にかかわらず、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできないものとする。
- 3 最高管理責任者は、本条第1項により不服申立てがあった場合は、不服申立ての趣旨、理由等を検討し、再調査を行うか否かを速やかに決定する。
- 4 最高管理責任者は、本条第1項の不服申立てについて、再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、当該申立てを行った者（以下「申立者」という。）に通知する。この場合において、当該不服申立てが当該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものであると判断するときは、最高管理責任者は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 5 最高管理責任者は、再調査を行う決定をした場合は、当該申立者に通知し、前条に規定する調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。この場合において、その協力が得られないときは、再調査を行わず、調査を打ち切ることができる。
- 6 最高管理責任者は、前項後段の場合においては、当該申立者に対して当該決定を通知する。
- 7 最高管理責任者は、被告発者から公的研究費の不正使用の認定に係る不服申立てがあつたときは、当該告発者に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 8 調査委員会は、再調査を開始した場合は、再調査を開始した日から30日以内に、前条に規定する調査結果を覆すか否かを決定し、最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、当該結果を被告発者及び告発者に通知する。
- 9 最高管理責任者は、悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあつた場合は、被告発者に通知する。
- 10 最高管理責任者は、前項の申立てについて、不服申立ての日から30日以内に調査委員会等において再調査を行い、当該結果を告発者及び被告発者に通知する。

（調査結果の報告等）

第33条 最高管理責任者は、原則として、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を作成し、配分機関に報告するものとする。

- 2 調査の過程であつても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、最高管理責任者は、調査が継続中であっても、配分機関から当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査を求められた場合は、調査に支障がある等正当な理由があるときを除き、これを拒むことができない。

(調査結果の公表)

第34条 最高管理責任者は、第23条の定めによる調査の結果不正を認定した場合は、不正に関与した者の氏名、所属、不正の内容等必要な事項について速やかに調査結果を公表するとともに私的流用など悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟など法的な手続をとるものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名、所属などを非公表とすることができます。

2 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用が行われなかつたとの認定があつた場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合は、調査結果を公表する。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発の認定がされたときは、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由を公表する。

(公的研究費の使用中止)

第35条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用が行われたとの認定がされた場合は、公的研究費の不正使用への関与が認定された者に対して直ちに当該公的研究費の使用中止を命ずる。

(措置の解除)

第36条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用は行われなかつたと認定された場合は、調査に際してとつた公的研究費の支出停止等の措置を解除するとともに、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての調査結果が確定した後、速やかに解除しなければならない。

2 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用は行われなかつたと認定された場合は、当該事案において公的研究費の不正使用が行われなかつた旨を調査関係者に対して周知する。この場合において、当該事案が調査関係者以外に漏洩しているときは、調査関係者以外にも周知する。

3 前2項に定めるもののほか、最高管理責任者は、公的研究費の不正使用を行わなかつたと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。

4 最高管理責任者は、告発が悪意に基づくものと認定された場合で、告発者が本学に所属

する者であるときは、本学諸規程等に基づき、懲戒処分、刑事告発等の適切な措置をとり、その結果を公表する。

- 5 最高管理責任者は、告発が悪意に基づくものと認定された場合で、告発者が本学以外の機関に所属する者であるときは、当該者の所属する機関に対して適切な処置を行うように求めることができる。

(是正措置等)

第37条 統括管理責任者は、調査の結果、公的研究費の不正使用が行われたものと認定した場合は、最高管理責任者に対して速やかに是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じる必要がある旨の申出を行うものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の申出に基づき、必要に応じて全学的な是正措置等を講じるものとする。
- 3 最高管理責任者は、前項により講じた是正措置等の内容を当該告発者に対して通知するものとする。

(不正が行われたと認定された場合の措置)

第38条 不正使用が認定された研究者等の処分は、本学諸規程等に則り行う。

- 2 最高管理責任者は、前項により処分を科したときは、当該配分機関に対して処分内容等を報告する。
- 3 第3条から第5条に定める各責任者は、自身の管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合には、処分の対象となる。この場合における処分は、前項に準じて取り扱うものとする。

(不正な取引を行った業者の処分)

第39条 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講ずる。

(関係機関への通知)

第40条 最高管理責任者は、調査を開始したとき、公的研究費の不正使用として認定されたとき、その他必要の都度、当該不正行為に係る配分機関以外の関係機関に対して当該不正行為の内容、調査結果、是正措置等、処分内容等について通知するものとする。

(経理事務の基本)

第41条 公的研究費に係る経理事務は、学校法人四天王寺学園の経理規程その他、本学が定める関係規程の定めるところに準じて行うものとする。

- 2 公的研究費に係る旅費の支給は、本学出張旅費規程により行うものとする。

(経理事務の委任)

第42条 学長は、公的研究費に係る経理事務を事務局長に委任するものとする。

2 事務局長は、公的研究費の出納及び保管事務を経理課長に行わせるものとする。

(公的研究費の受入)

第43条 公的研究費の受け入れ・保管・管理は、金融機関に開設する公的研究費専用口座で行わなければならない。

2 事務局長は、前項の公的研究費を受け入れたときは、その旨を研究代表者（1人で研究を行う研究者を含む。以下同じ。）に通知しなければならない。

3 間接経費の受け入れに関し必要な事項は、別に定める。

(収支簿)

第44条 経理課長は、公的研究費の出納及び保管に当たっては、研究課題ごとに収支簿を備えておかなければならない。

(設備等の寄付)

第45条 研究代表者及び研究分担者は、公的研究費により設備等を購入したときは、ただちに本学に寄付しなければならない。

(書類の保管)

第46条 経理課長は、公的研究費の收支に関する証拠書類を、その研究種目及び研究課題ごとに分類整理の上、公的研究費の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならない。

(予算執行状況の確認等)

第47条 事務局長は公的研究費の執行状況を隨時確認し、予算執行が当初計画に比して著しく遅れている場合は、研究者等に対して、当該状況を確認の上、必要な改善を求めるものとする。

2 研究者等は、予算の執行状況を遅滞なく把握できるよう、発注段階において支出財源の残高を確認するものとする。

(発注、検収業務の原則)

第48条 次の各号に掲げる事務は、事務局においてこれを行う。ただし、図書等を除く物品の発注で1件・1組の発注金額が税込5万円未満の場合は、研究者等自らが発注することができる。この場合は、研究者等に発注先選択の公平性、発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任も帰属する。

(1) 物品等の発注

(2) 物品等の検収（但し、特別に検査職員を命じた場合は除く。）

- (3) 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理
- (4) 研究出張後の旅行の事実を証明する書類等の確認

2 前項のほか適正な執行を確保する観点から、事務局において隨時に点検、確認を行うものとする。

(取引業者への対応)

第49条 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講ずる。

2 本学における公的研究費に係る取引業者は、取引の内容、状況に応じ本学が求めた場合は、所定の誓約書を本学に提出しなければならない。

(情報発信)

第50条 最高管理責任者は、不正防止の基本方針、取り組み及び本学諸規程等を本学ホームページ等により公表する。

(モニタリング)

第51条 最高管理責任者は、公的研究費の適正かつ効率的な管理・運営を検証するために、本学全体の視点によるモニタリング制度を整備し、実施する。

(所管)

第52条 この規程の所管は、地域連携・研究推進課が行う。

(その他)

第53条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年3月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年3月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成30年10月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和2年4月1日から一部改正し施行する。
- 6 この規程は、令和3年4月1日から一部改正し施行する。
- 7 この規程は、令和3年10月1日から一部改正し施行する。
- 8 この規程は、令和4年4月1日から一部改正し施行する。
- 9 この規程は、令和4年6月1日から一部改正し施行する。
- 10 この規程は、令和6年4月1日から一部改正し施行する。